（加入者等の資格の確認）
第31条　連合会は、加入者（加入を希望し、第30条第７項の申出を行った者を含む。）の資格の確認及び加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金及び中小事業主掛金）の拠出限度額の確認に関し、必要があると認めるときは、関係機関に対し、当該加入者の意思にかかわらず、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。
第32条　連合会は、毎月、機構から次の各号に掲げる資料の提供を受け、必要な照合を行うものとする。
一・二　（略）
三　第30条第６項第２号に規定する老齢基礎年金を受ける権利の裁定に関する資料
四　（略）
２　（略）
第33条　（略）
２・３　（略）
４　連合会は、前条第２項に定める照合及び第１項に定める照会の結果、次の各号に掲げる事項があると認められるときは、当該加入者の掛金の引落しを一時停止するものとする。
一・二　（略）
三　第75条及び第75条の２に定める拠出限度額を超過し、かつ、第６条第12項第２号に該当する者又は第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものと認められるとき。ただし、調整後の加入者掛金額が第73条第２項に定める最低額を上回る場合は、拠出限度額まで減額した上で、掛金の引落しを継続する。
四　（略）
（加入確認の通知等）
第34条　連合会は、第30条第７項の申出書を提出した者が加入者の資格を取得したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該者に交付するものとする。
一～七　（略）
八　掛金引落金融機関情報（掛金納付の方法が事業主払込である第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものを除く。）
九　第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものにあっては、掛金納付の方法
十　（略）
２　（略）
３　連合会は、第30条第７項の申出書を提出した者が加入者となることができない者であるときは、その理由を記載した不該当通知書を当該者に交付するものとする。
第36条　加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第１号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第５号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とし、第７号（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に限る。）に該当するに至ったときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日とし、第８号に該当するに至ったときは、加入者の資格を取得した日から起算して３月を経過した日とする。）に加入者の資格を喪失する。
一　（略）

（加入者等の資格の確認）
第31条　連合会は、加入者（加入を希望し、第30条第６項の申出を行った者を含む。）の資格の確認及び加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金及び中小事業主掛金）の拠出限度額の確認に関し、必要があると認めるときは、関係機関に対し、当該加入者の意思にかかわらず、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。
第32条　連合会は、毎月、機構から次の各号に掲げる資料の提供を受け、必要な照合を行うものとする。
一・二　（略）
三　第30条第５項第２号に掲げる給付に関する資料
四　（略）
２　（略）
第33条　（略）
２・３　（略）
４　連合会は、前条第２項に定める照合及び第１項に定める照会の結果、次の各号に掲げる事項があると認められるときは、当該加入者の掛金の引落しを一時停止するものとする。
一・二　（略）
三　第75条及び第75条の２に定める拠出限度額を超過し、かつ、第６条第12項第２号に該当する者であると認められるとき。ただし、調整後の加入者掛金額が第73条第２項に定める最低額を上回る場合は、拠出限度額まで減額した上で、掛金の引落しを継続する。
四　（略）
（加入確認の通知等）
第34条　連合会は、第30条第６項の申出書を提出した者が加入者の資格を取得したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該者に交付するものとする。
一～七　（略）
八　掛金引落金融機関情報（掛金納付の方法が事業主払込である第２号加入者を除く。）
九　第２号加入者にあっては、掛金納付の方法
十　（略）
２　（略）
３　連合会は、第30条第６項の申出書を提出した者が加入者となることができない者であるときは、その理由を記載した不該当通知書を当該者に交付するものとする。
第36条　加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第１号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第４号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とし、第６号（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に限る。）に該当するに至ったときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日とする。）に加入者の資格を喪失する。
一　（略）